

西原地区安全・安心なまちづくりに関する協定

～ 犯罪の起きにくい社会の実現 ～

西原町商工会（以下「甲」という。）及び浦添警察署（以下「乙」という。）は、次のとおり、犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力して、犯罪の抑止、少年の非行防止、暴力団の排除、飲酒運転の根絶などの活動を推進し、もって、安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい西原町の実現を目指すことを目的とする。

（運用の基本）

第2条 本協定の運用は、甲及び乙の相互理解による高い信頼と協力関係を基本とする。

（連携・協力の内容）

第3条 甲及び乙は、相互に連携・協力し、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 防犯などに資する情報の共有を推進するとともに、防犯意識の向上に向けた広報啓発活動を強化し、いかなる犯罪もしない、させない気運の醸成に努めること。
- (2) 会員企業に対して、次に掲げる取組について理解を得るように努めること。
 - ア 防犯に関する社会貢献活動の普及促進
 - イ 身の回りで、窃盗、性犯罪及び子ども女性脅威事案、薬物乱用、暴力行為などの各種犯罪や異変に気付いた場合における警察など関係機関への通報
 - ウ 日常の活動を通じ、犯罪被害の危険に遭遇して保護を求める者、事件・事故の被害者又は傷病者を発見した場合における保護活動
 - エ 地域ぐるみによる少年非行防止及び健全育成活動
 - オ 防犯カメラの整備など、犯罪の抑止に配慮した環境の整備
 - カ 飲酒運転の根絶、反射材の積極的着用など、企業ぐるみによる交通事故防止活動の推進
 - キ 事業活動を行うに当たって、暴力団との一切の関係を絶ち、暴力団を利用することのないよう暴力団排除意識の高揚

（甲が乙に対して行う情報の提供）

第4条 甲は、通常業務を通じ、業務に支障のない範囲で、次に掲げる情報を乙に提供する。

- (1) 犯罪及び交通事故などの発生に関する情報
- (2) 道路・公園・空き地などを徘徊する不審者（車）の目撃情報
- (3) 迷子・徘徊高齢者などの救護を要する人を発見した際の通報
- (4) 少年犯罪及び集団飲酒等の不良行為に関する情報
- (5) 飲酒運転や無免許運転及び危険運転に関する情報
- (6) 暴力団とのトラブル、不当な要求行為など、暴力団に関する情報
- (7) その他町民の安全を確保するために乙から要請があった事項に関する情報

(乙が甲に対して行う情報の提供)

第5条 乙は、犯罪の起きにくい社会の実現のため、甲に対し、安全・安心に役立つ情報の積極的な提供に努める。また、本条に基づく情報提供を受けた甲は、当該情報を会員企業に速やかに伝達する。

(情報提供の手段)

第6条 甲及び乙の情報伝達手段は、ファクシミリ、電話など適宜の手段によるものとするが、甲から乙への情報提供のうち緊急を要するものは110番通報によるものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の運用に際して知り得た個人情報に関係者以外の第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成25年8月22日から効力を生じるものとする。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月22日

甲 西原町商工会会長

濱 門 稔



乙 沖縄県浦添警察署長

平 良 英 壽

